

大分市清掃事業審議会の概要

本審議会は、「大分市清掃事業審議会条例」に基づき、一般廃棄物の適正な処理及び清掃事業の円滑な運営並びに快適で美しいまちづくりに関する施策の推進を図るために設置しています。

本審議会では、市が実施する「清掃事業に関する重要な事項」等の具体的な施策に対して、委員のそれぞれの立場からの調査審議を行っていただきます。

所掌事務

審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議します。

- (1) 清掃事業に関する重要な事項
- (2) 「大分市ポイ捨て等の防止に関する条例」の第10条第1項に規定する「ポイ捨て防止等強化区域」の指定に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

組織

審議会は、委員15名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し又は任命します。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市議会議員
- (3) 各種団体の代表者
- (4) 市民の代表者
- (5) 市の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

任期

委員の任期は2年とします。

補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とし、再任を妨げません。

会長及び副会長

審議会に会長及び副会長1人置き、委員の互選により選出します。

専門部会

審議会において、専門的事項を調査審議する場合には、専門部会を設置することがあります。

第13期（令和5年6月1日～令和7年5月31日）

【令和5年度】

第1回（令和5年6月20日）

諮問 「大分市家庭ごみ有料化制度の検証について」
・制度の概要 ・収入の使途 ・家庭ごみ排出量の現状

報告 「新環境センター整備事業について」

第2回（令和5年7月18日）

審議 「大分市家庭ごみ有料化制度の検証について」
・制度の成果 ・対象となるごみ ・指定ごみ袋の種類と手数料額 ・負担軽減措置

報告 「一般廃棄物収集運搬業の新規許可について」

第3回（令和5年8月2日）

審議 「大分市家庭ごみ有料化制度の検証について」 ・手数料収入とその使途

第4回（令和5年8月22日）

審議 「大分市家庭ごみ有料化制度の検証について」 ・中間答申(案)の説明

中間答申（令和5年8月28日）

「大分市家庭ごみ有料化制度の検証について」

第5回（令和5年10月16日）

審議 「大分市家庭ごみ有料化制度の検証について」
・パブリックコメントの結果 ・答申(案)の説明

答申（令和5年10月27日）

「大分市家庭ごみ有料化制度の検証について」

【令和6年度】

第1回（令和6年6月3日）

諮問 「大分市廃棄物処理施設使用料・大分市一般廃棄物処理手数料(一時的多量廃棄物の処理に係るもの及び犬、猫等の死体処理に係るもの)の改定について」

第2回（令和6年7月3日）

審議 「大分市廃棄物処理施設使用料・大分市一般廃棄物処理手数料(一時的多量廃棄物の処理に係るもの及び犬、猫等の死体処理に係るもの)の改定について」

報告 「家庭ごみ有料化制度導入後の家庭ごみ排出状況と今後の取組等について」

「製品プラスチック再商品化実証事業について」

「大分市ポイ捨て防止等強化区域内における指定喫煙所パーテーションの設置について」

答申（令和6年7月29日）

「大分市廃棄物処理施設使用料の改定」並びに「大分市一般廃棄物処理手数料(一時的多量廃棄物の処理に係るもの及び犬、猫等の死体処理に係るもの)の改定」について